

IV 宗教法人の課税実態(副題/韓国)

I 総説

今日多くの国家では、国民福祉と公益増進に対する政府の役割を拡大している傾向にある。しかし、限定された資源と予算上の事情により、国家または公共団体が行わなければならない国民へのサービスを宗教団体等、民間に委託せざるをえない。これにともない、政府は、租税政策等の多様な誘引政策を通じて、宗教団体等の参加を積極的に誘導している。しかし一方では、公益性をともなうという名分の下で、税制上の恩恵を乱用または悪用する状況が発生し、宗教団体と宗教人に対する租税問題が議論になっている。一方、宗教人課税は、過去永らく提起され続けてきた問題であり、最近この問題に対する議論が白熱している。その間、一般会社員との公平性問題で着実に問題が提起された部分があっただけで、宗教人に対する課税についての議論は継続している。憲法第38条は‘全ての国民は税金を払わなければならない’と規定しており、‘所得がある所に税金あり’という租税国家の基本を守らなければならないという点でみれば、どんな形態にでも課税されることが説得力があるとみなすことができるが、様々な反対にあつて、今日まで課税することができなかった。事実、現行法には宗教人非課税条項がない。韓国法は非課税項目を一つ一つ数え上げる列挙主義だが、所得税法12条(非課税所得)と19条(税額の減免)に宗教人免除条項はない。したがって、国会において法を変える必要はなく、税法施行令だけで課税が可能であった。政府の意思と宗教界の協力のみあれば、宗教人課税は大して難しいことでなく施行することができた。それでも40年超えて論議のみが続いた理由は、政界が宗教界の票を意識して積極的に推進しなかったためであるという指摘が多い。宗教人所得を勤労所得でないその他所得で定めたのは、宗教活動を‘勤労’としてみなすという視点に宗教界が強く反発したためである。所得分類問題は、一部高所得宗教人と勤労所得者間税負担公平性問題に繋がるともいえる。しかしながら、法的に宗教活動が奉仕活動なのかどうか論議が残っている。まだ議論が進行中であるので、今後の課税の有無の成りゆきが注目されている。

※ 宗教人とは個人または法人を指す。

II 宗教人課税に対する現在の状況

1. 概要

統計によれば、国内の宗教施設は9万か所、聖職者は36万5千人、献金規模は年6兆Wに達するという。それでも聖職者のうち、天主教会とプロテスタント教会のうちの大型教会はすでに所得税を納付しているという点等を挙げて、課税が現実化されても増える税収は多くてせいぜい1~2千億W程度になると予測されている。昨年、政府が宗教人課税方針を明確にし、関連法案を国会に提出したが、宗教界の反発に負担を感じた政界は、法案処理を先送りしている。昨年末、国会は宗教人課税法案を通過させる代わりに、“宗教人課税を導入するものの、課税方法等具体的方案は宗教界の意見を聞いて今年2月に決める”という付帯意見だけ処理した。だが、去る2月国会で法改正はならなかった。

また、政府と政治家が宗教界との意見を調整する過程で、当初法案の内容を修正し、実効性と公平性に問題があるという指摘が出ている。昨年8月に発表された政府原案は、宗教人所得を勤労所得でないその他所得（‘謝礼金’）とみなし、80%を必要経費と認定して残りの所得に対して住民税を含む22%の税率を適用し、源泉徴収をするという内容であった。この法案通りなら、政府推計で対象者は約1万 5000人、税収は100億～200億W程度となる。この政府の原案も一般人に比べて宗教人の税率が低く、公平性の問題が提起されたこともあった。

一方、最近牧師を勤労基準法上の労働者と認定した初めての大法院判決が下された。裁判所は、司法府が宗教団体内部の問題に関与するのが宗教の自由を侵害するという教会側の主張に対しても、“宗教団体の民事関係に民法が、刑事関係に刑法が適用されるのと同じように、雇用関係に勤労基準法が適用されることで、宗教の自由を侵害するということはできない”とした。今回の判決で宗教人に対する課税世論がさらに力を得るであろうという展望がある。

2. 宗教団体に対する法人税法上の規定

(1) 非営利法人の各事業年度所得に対する法人税

法人税法は、法人を営利法人と非営利法人で区分し、所得源泉により課税所得の範囲において差を設けている。営利法人は所得の発生源を分けず、全ての所得に対し法人税の納税義務を負うが、非営利法人は特定の源泉、すなわち収益事業でできた所得のみに限定し、法人税の納税義務を負う。

現在、宗教団体は‘非営利法人’または国税基本法第13条による‘法人としてみなす団体’とみなし、法人税法の納税義務を適用する。‘非営利法人’とは、学術・宗教・慈善・技芸・社交その他営利でない事業を目的とする法人をいう。

(2) 非営利法人の範囲

① 非営利内国法人

‘非営利内国法人’とは、内国法人の中で次のうちいずれか一つに該当する法人をいう。

- 1) 民法32条により設立した法人
- 2) 私立学校法やその他の特別法により設立された法人で、民法第32条に規定された目的と類似の目的を持つ法人。ただし、組合法人等でない法人で、その株主・社員または出資者に利益を配当できる法人は除く。
- 3) 国税基本法第13条により法人とみなす団体

② 非営利外国法人

‘非営利外国法人’とは、外国法人のうち外国の政府・地方自治体および営利を目的としない法人（法人とみなす団体含む。）をいう。

(3) 課税所得の範囲

非営利法人の各事業年度所得は、次の収益事業から生じる所得に限定する。

- ① 事業所得：ここでの‘事業’とは、統計庁長が告示する韓国標準産業分類による各事業のうち、収入が発生するものをいう。
- ② 利子所得
- ③ 配当所得
- ④ 株式、新株引受権または出資持分の譲渡による収入
- ⑤ 固定資産処分による収入。ただし、固有目的事業に直接使う固定資産の処分収入は除く。ここで‘固有目的事業に直接使われる固定資産’とは、固定資産の処分日現在3年以上継続して法令または定款に規定された固有目的事業（事業所得に該当する収益事業を除く。）に直接使用されたものをいう。この場合、該当固定資産の保持・管理等のための観覧料・入場料収入等の付随収益がある時にもこれを固有目的事業に直接使用する固定資産とみなす。
- ⑥ 譲渡所得税課税対象資産である不動産に関する権利とその他財産の譲渡による収入
- ⑦ 債権売買益：利子所得が発生する債権等（その利子所得に対し法人税が非課税となるものは除外）を売渡すのに伴った債権売買益（債権等の売却益から債権等の売却損を差引きした金額）をいう。ただし、収益事業から除外される預金保険制度運営事業または不良債権引受・整理と関連した事業に帰属する債権売買益は除く。

※ 法人の種類別納税義務の範囲

法人区分	各事業年度所得	清算所得	納税義務の範囲
営利内国法人	全世界の全ての所得	納税義務あり	無制限納税義務所
非営利内国法人	全世界の収益事業所得	納税義務なし	制限納税義務者
営利外国法人	国内源泉全ての所得		
非営利外国法人	国内源泉収益事業所得		

(4) 一般非営利法人に対する課税上の特例

一般的な非営利法人の場合、課税標準と税額の計算や申告・納付・決定・更正・徴収において、営利法人の場合と基本的に同じである。ただし、いくつかの点で差があり、このような差異点を挙げると以下のとおりである。

① 固有目的事業準備金の損金算入

非営利内国法人は、その法人の固有目的事業や指定寄付金に支出するために固有目的事業準備金を損金で計上した場合には、一定の範囲でこれを損金に算入する。このような固有目的事業準備金に関する規定は、法定寄付金に対してはこれを適用しない。

① 損金算入の方法：固有目的事業準備金の損金算入は原則的に決算調整事項である。ただし、「株式会社の外部監査に関する法律」にともなう監査人の会計監査を受ける非営利内国法人の場合には、例外的に余剰金処分による申告調整を許容する。すなわち、固有目的事業準備金を税務調整計算書に計上した場合で、その金額相当額が該当事業年度の利益処分において、その準備金の積立金で積み立てられている場合、その金額は損金で計上したとみなす。この場合には、後ほどその準備金を益金算入する時、その積立金を処分しなければならない。固有目的事業準備金の損金算入は、本来企業会計基準に背反することである。したがって、これを決算書に計上することになれば外部会計監査を受ける場合に問題が生じるが、余剰金処分にともなう申告調整を許容した理由はここにある。

② 損金算入範囲額＝利子・配当所得金額＋（収益事業所得金額－利子・配当所得金額－繰越欠損金－法定寄付金損金算入額）×50%（または特例比率）

ここで‘収益事業所得金額’とは、固有目的事業準備金および法定寄付金を損金算入する前の所得金額に限定し、‘利子・配当所得金額’の範囲は次のとおりである。

a. 利子所得金額

所得税法に規定する利子所得もしくは非営業貸金の利益は除く。

b. 配当所得金額：所得税法に規定する配当所得

③ 相殺：このように損金で計上した固有目的事業準備金を固有目的事業や指定寄付金に支出する場合には、その金額を先に計上した事業年度の固有目的事業準備金から順に相殺しなければならない。この場合、直前事業年度終了日現在の固有目的事業準備金の残額を超過して該当事業年度の固有目的事業等に支出した金額はこれをその事業年度に計上する固有目的事業準備金で支出したとみなす。したがってこの金額は、該当事業年度の固有目的事業準備金損金算入範囲額のうちで損金と認定される。

④ 戻入れ：損金算入した固有目的事業準備金の残額がある非営利内国法人が次のうちいずれか一つに該当する場合、その残額は該当理由発生日が属する事業年度の益金に算入する。

a. 解散した場合（固有目的事業を継承した場合は除く。）

b. 固有目的事業を全部廃止した場合

c. 法人とみなす団体が法人の承認が取消しになったり、居住者に変更された場合

d. 固有目的事業準備金を損金で計上した事業年度の終了日以後5年になる日まで、固有目的事業等に使わなかった場合（5年以内に使わなかった残額に限定する。）

e. 固有目的事業準備金を損金で計上した事業年度の終了日以後5年以内に固有目的事業準備金の残額のうち、一部を戻入れて計上した場合（益金で計上した残額に限定し、数年にわたって事業年度に損金計上した固有目的事業準備金の残額がある場合には、先に計上した事業年度の残額から順に戻入れて、益金に計上したとみなす。任意早期戻入れ。）

⑤ 利子相当額の徴収：上記d、eに該当し、固有目的事業準備金の残額を益金算入する場合には、次の算式により計算した利子相当額を該当事業年度の法人税に加算して納付しなければならない。

$$\text{利子相当額} = \text{法人税額の差額} \times \text{期間} \times 0.03\%$$

- a. 法人税額の差額：該当固有目的事業準備金の残額を損金算入した事業年度にその残額を損金に算入することで発生した法人税額の差額をいう。
- b. 期間：損金算入した事業年度の翌事業年度の開始日から益金算入した事業年度の終了日までの日数をいう。

② 利子所得に対する選択的分離課税：非営利内国法人は源泉徴収された利子所得（非営業貸金の利益は除き、投資信託の利益を含む。）に対しては課税標準申告をしないこともできる（源泉徴収された利子所得のうち一部に対してのみ課税標準申告をすることができないこともある。）。このように課税標準申告をしなかった利子所得は、各事業年度の所得金額に含まず、修正申告・期限後申告または更正等によってもこれを課税標準に含むことはできない。したがって源泉徴収で課税が終結することとなる。

③ 非営利内国法人の資産譲渡所得に対する課税特例

① 概要

非営利内国法人(事業所得に該当する収益事業をする非営利内国法人は除外)が次のうちいずれか一つに該当する資産の譲渡によって発生する所得がある場合、これについては法人税の課税標準申告をしないこともできる。

- a. 土地または建物（建物に付属した施設と構築物を含む。）
- b. 不動産に関する権利(不動産を取得できる権利、地上権・チョンセ権および登記された不動産賃借権)
- c. その他財産：事業用固定資産と共に譲渡する営業権、特定施設利用権、特定株式(A)、特定株式(B)
- d. 株式または出資持分：株券、上場株式のうち、大株主譲渡分と市場外譲渡分、非上場株式。このように法人税の課税標準申告をしなかった所得は、これを各事業年度の所得に含まない。その代わりに、これについては所得税法に伴う譲渡所得税に関する規定を準用して計算した課税標準に譲渡所得税率を適用して計算した金額を法人税で納付しなければならない。

② 制度の趣旨：本来、非営利法人も営利法人のように不動産等譲渡所得に対し各事業年度の所得に対する法人税を負担しなければならない。したがって事業所得がない非営利法人も、不動産等譲渡所得が発生することになれば、一般法人のように税務調整等、諸般納税手続きを履行しなければならない。これは零細な非営利法人に大きな負担となる恐れがある。このような点を考慮し、事業所得がない非営利法人は、不動産等譲渡所得に対し、a. 一般法人税を納付する方法とb. 一般法人税の代わりに譲渡所得税と事実上統一した特例法人税を納付する方法の中で、一つを自由に選択することができるようにしたのである。

③ 納税手続き：特例法人税の申告・納付・決定・更正および徴収に関しては、一般法人税の課税標準の申告・納付・決定・更正および徴収に関しては一般法人税の課税標準の申告・納付・決定・更正および徴収に関する規定を準用するものの、一般法人税額に合算して申告・納付・決定・更正および徴収する。

ただしこれについては、譲渡所得課税標準予定申告および自主納付もしなければならず（この場合分納および物納も適用される。）、このような予定申告をした場合には、特例法人税の課税標準申告をしたこととみなす。ただし、所得税法によって予定申告をしたとしても、確定申告をしなければならない場合があるので、この場合には予定申告をしたとしても、特例法人税の課税標準申告をしなければならない。一方、非営利内国法人はこのような予定申告および自主納付をした場合にも、一般法人税の課税標準申告ができる。この場合、予定申告納付税額は一般法人税の納付する税額から控除する。

④ その他の特例

① 記帳義務と無記帳加算税の排除

非営利法人も記帳義務を負う。ただし、事業所得と債権売買益に該当する収益事業を営まない非営利内国法人は例外的に記帳義務を負わない。一方、記帳義務を負う非営利法人も無記帳加算税は適用を受けない。

② 必須添付書類提出義務の免除

事業所得と債権売買益に該当する収益事業を営まない非営利内国法人が課税標準申告をする場合には、財務状態表・損益計算書・利益余剰金処分計算書(または欠損金処理計算書)および税務調整計算書を添付しなかった場合にも申告をしたとみなす。

(5) 区分経理

非営利法人が収益事業を営む場合には、資産・負債および損益を該当収益事業に属するものと収益事業でないその他の事業に属するものとをそれぞれ別の会計で区分して記録しなければならない。ここで‘区分経理’とは、区分しなければならない事業または収入別で資産・負債および損益を法人の帳簿上それぞれ独立した勘定科目により区分して会計処理することをいう。

3. 宗教団体に対する相続税および贈与税法上の規定

非営利法人が収益事業と関連して無償取得した場合には、営利法人と同様に法人税を課税するが、非営利事業と関連した無償取得ならば、相続税または贈与税を納付しなければならない。ただし、相続税および贈与税法上、非営利公益法人が公益事業のために使った場合には、これを課税価額から除外することとしている。これは、社会構成員全員が恩恵を享受するとみなす宗教団体およびその他公益法人に財産を抛出する場合には、結局富の社会還元になり、国家や地方自治体がしなければならないことを別途の財政負担なしに公益法人が遂行するという点で、一般的な相続や贈与の例外とみなし課税しない。

4. 宗教団体に対する所得税法上の規定

(1) 譲渡所得税

宗教団体が法人とみなす団体に該当せず、居住者（個人）とみなされる場合、土地、建物等譲渡所得税課税対象資産の譲渡によって発生する所得に対しては、3年以上固有目的事業に使用した場合にも、法人税でない譲渡所得税が課税される。譲渡所得税の納税義務者は、所得税法上列挙された課税対象資産を譲渡することで発生した所得がある法人以外の個人をいう。したがって、宗教団体が国税基本法第13条に規定された法人とみなす団体に該当せず、居住者（個人）とみなされる場合、譲渡所得税課税対象資産を譲渡する場合には譲渡所得税納税義務があるということである。

(2) 源泉徴収義務

所得税法では、国内で居住者または非居住者に一定の所得金額または収入金額を支給した者は、所得税源泉徴収義務を負うと規定している。すなわち国内で居住者または非居住者に源泉徴収対象所得を支給する者は、法人または個人の区分や事業者該当するかどうか等に関係なく、そして源泉徴収義務をなしとする特定の手順を踏むことをしないで、当然に所得税の源泉徴収義務を負うことになる。これにともない、宗教団体から勤労等の提供対価で給与等を受領する聖職者等は、当然に所得税納税義務を負うこととなり、支給する宗教団体は源泉徴収義務を負うことになる。

5. 宗教団体に対する付加価値税法上の規定

(1) 宗教団体が供給する財貨およびサービスの供給に対する付加価値税免除

営利目的の有無にかかわらず、事業上独立的に財貨または役務を供する者は、付加価値税を納付する義務があるが、次の財貨または役務の供給に対しては付加価値税を免除する。

① 主務官庁の許可または認可を受け、主務官庁に登録された団体として相続税および贈与税法施行令第12条各号1に規定する事業または企画財政部令が定める事業をする団体が、その固有の事業目的のために一時的に供した実費または無償で供給する財貨およびサービスと学術研究団体または技術研究団体が学術研究または技術研究と関連して供する財貨および役務、宗教団体が供する財貨または役務が免税になることについては、最初に主務官庁に登録されるべきで、二番目は当該団体の固有目的のための一時的な供給、あるいは実費または無償対価としての供給であってこそ、二つの要件を同時に充足しなければならず、どちらか一つの要件でも満たされなければ免税されない。

② 文化財保護法の規定による指定文化財（地方文化財を含んで無形文化財を除く。）を所有または管理している宗教団体（主務官庁に登録された団体に限る。）の境内地および境内地内の建物と工作物の賃貸サービスについては、継続的に発生する場合にも免税を適用する。

③ 公益を目的に企画財政部令が定める宿泊施設を運営する者が、学生または勤労者のために実費または無償で供する役務（飲食および宿泊サービスに限る。）

④ 著作権法第78条の規定によって文化体育観光部長官の許可を受けて設立された著作権者のために実費または無償で供する信託管理サービス

(2) 宗教団体が供給される財貨または役務に対する免税適用可否

宗教団体が付加価値税法上、課税対象である財貨または役務を供給される場合には、たとえ宗教団体が免税事業者の場合でも付加価値税を負担しなければならない。

(3) 公益事業関連財貨収入に対する付加価値税免除

宗教儀式・慈善・救護・その他公益を目的として外国から宗教団体・慈善団体または救護団体に寄贈される財貨で、次の各号の財貨収入については付加価値税を免除する。

- ① 社員その他宗教団体に寄贈する物品で関税が免除されるもの
- ② 慈善または救護の目的で寄贈される給与品で関税が免除されるもの
- ③ 救護施設および社会福祉施設に寄贈される救護または社会福利用に直接提供する物品で関税が免除されるもの

※ 宗教団体の宗教関連税制優遇主要内容

区 分	関 連 法 令	主 要 内 容 (恩恵対象)
財産差押え禁止	「国税徴収法」第31条	祭事・礼拝に必要な物
法人税減免	「法人税法」第3条および同法施行令第2条	非営利法人の資産の固有目的使用時、所得は法人税課税所得から除外
固有目的事業準備金の損金算入	「法人税法」第29条	非営利法人が宗教目的および指定寄付金に使う固有目的事業準備金は損金算入
寄付金の損費処理	「法人税法」第24条および同法施行令第36条 「所得税法」第34条および同法施行令第80条	他法人が非営利法人に寄贈する一定限度の寄付金は損費処理
利子所得の課税標準申告特例および納付	「法人税法」第62条	非営利法人は利子所得の課税標準申告および源泉徴収申告で課税標準申告認定特典
付加価値税免除	「付加価値税法」第26条および同法施行令第45条／「付加価値税法」第27条および同法施行令第52条	宗教等公益を目的とする団体が供給する財貨または役務、宗教団体に寄贈される物品の付加価値税免除
個別消費税免税	「個別消費税法」第18条および同法施行令第32条	外国から社員、教会等に寄贈される儀式用品または礼拝用品は、個別消費税免除

酒類免除	「酒税法」第31条	寺院、教会等、宗教団体の儀式用に外国に寄贈した酒類は酒税免税
関税減免	「関税法」第91条および同法施行規則第39、40条	教会・寺院等、宗教団体の礼拝用品および式典用品として外国から寄贈される物品は関税減免
相続税免除	「相続税および贈与税法」第16条および同法施行令第12条	相続財産のうち被相続人や相続人が宗教・慈善・学術または、その他の公益を目的とする事業を営む者に抛出した財産は相続税免除
地方税免除	「地方税特例制限法」第50条	宗教および祭事を目的とする団体の不動産取得税、財産税、地域資源施設税、登録免許税、住民税均等分等、地方税免除

Ⅲ 税法改正に対する進行過程

1. 概要

課税、非課税の議論の間、宗教人は非課税対象ではないのに慣例的に税金を納めなかった。1968年、国税庁が宗教人に勤労所得税を賦課しようとし失敗に終わった後、45年を超えても宗教人課税が施行されることはなかった。

昨年、政府が宗教人課税方針を明確にし、関連法案を国会に提出したが、宗教界の反発に負担を感じた政治家は法案処理を先送りしている。昨年度末、国会は宗教人課税法案を通過させる代わりに、“宗教人課税を導入するものの課税方法等具体的法案は、宗教界の意見を聞いて来る2月に決定する”という付帯意見のみを処理したが、去る2月国会において法改正はならなかった。

宗教人課税は、去る十数年前から提起された言い古された問題である。その間、暗黙的に非課税聖域とみなされたが、2000年代初頭、天主教神父、修道女を中心に自発的納税運動が展開し、公平性論議が引き起こされた。

これは直ちにキリスト教、仏教界全般にも納税を要求する世論が形成される導火線となった。特に前政府最後の企画財政部長官を歴任した朴ジェワン長官は、公式に“宗教人課税を推進する”という立場を明らかにし、課税議論が再度浮上することとなった。

現政権は、宗教人課税に対する論議が熟した政権初期にこの問題に対する公式な立場を明らかにしなかったが、結局赴任初年に税法改正案を通して、明確な宗教人課税推進意思を明らかにして“税金に例外はない”という確固たる方向性を提示したとみることができる。

2. 2012年までの宗教人課税進行内容

- ・ 1968年

李ナクソン初代国税庁長 牧師、神父等、聖職者甲種所得税賦課問題に対する取り上げを論じたが宗教界反対で霧散

- ・ 1992年

韓ミヨンス 水原チャンフン大教会担当牧師と孫ポンホ ソウル大教授の間に「宗教人課税」について公開討論を開いたが、国税庁は強制徴収意思がないという立場を表明した。

- ・ 1994年

天主教主教会議で所得税納付を決議し、国内16か所の天主教教区のうち、零細教区および軍宗教区等4か所を除いた12か所で所得税納付することになった。

- ・ 2006年

宗教批判自由実現市民連帯が、「宗教人免税」を理由に国税庁長を検察告発したが、その結果は検察において無嫌疑で終結し、国税庁は財政経済部に宗教人課税可否解釈を依頼した。

- ・ 2012年

朴ジェワン企画財政部長官が、宗教人にも課税しなければならぬと税法改正を推進したが、企画財政部税制改編案発表において「課税原則は確定したが準備がさらに必要だ」として留保した。

3. 2013年税法改正案

(1) 宗教人所得に対する所得税課税

① その他所得で課税

宗教人が所属宗教団体から宗教活動の対価を受ける報酬を「その他所得(謝礼金)」とみなし課税する。80%必要経費を認め、実際の経費が80%を超過する場合実際の経費と認定する。

② 課税方法

宗教団体は、半期別で源泉徴収して宗教人は選択的に総合所得申告する(源泉徴収で納税義務終結可能)。ただし、宗教団体が源泉徴収義務を履行しない場合、宗教人が直接納付するよう規定する。

③ 課税時期

宗教人の所得に対して、2015年からその他所得で所得税を課税することにした理由は、宗教人所得に対する課税問題について永らく明確な指針が用意されなかった点、課税のための準備の必要性等を考慮して1年間の猶予期間を置いて2015年から改正法令を適用する。

※ その他所得範囲

‘その他所得’とは、利子所得・配当所得・事業所得・勤労所得・年金所得・退職所得および譲渡所得以外の所得に該当するものをいう。

4. 2014年税法改正案

(1) 従来改正案との比較

- ① 宗教人所得の所得区分
 - ・ 従来：その他所得のうち、謝礼金に含む(所得税法施行令)
 - ・ 代案：「所得税法」にその他所得のうちの一つとして宗教人所得新設
- ② 宗教団体の源泉徴収
 - ・ 従来：宗教団体は宗教人所得に対して源泉徴収(所得税法改正案)
 - ・ 代案：現行改正案のうち“宗教団体の源泉徴収規定”を削除して宗教人が自発的に申告・納付
- ③ 宗教人所得の課税方法
 - ・ 従来：必要経費80%にしてその他所得で課税
 - ・ 代案：必要経費控除率を所得水準により差をつけるものの、宗教人の特性を考慮して最大限簡便化
- ④ 宗教人所得の定義
 - ・ 従来：“宗教関連従事者としての活動(宗教礼式または儀式)を執行・管掌して受ける金品”(所得税法施行令)
 - ・ 代案：宗教界の憂慮がないように宗教人所得の定義を明確にして法律(「所得税法」)に規定
- ⑤ 勤労奨励金
 - ・ 従来：勤労奨励金支援なし
 - ・ 代案：勤労奨励金を支援

(2) 2014年修正案の課税方向と現在の決定事項

原則的に課税方針を決定することにした。ただし、課税時期・課税方法等、細部法案は宗教団体等の追加的な意見を取りまとめる過程を経て施行する予定とする。

宗教人の所得に対して課税するとした原則は確定した。しかし、小規模宗教施設の場合、納税をするためのインフラ構築等に準備が必要で、課税方式と時期等について、もう少し協議を経て共感を得なければならない事項が残っており、このほど施行令改正案発表には含んでいないことに対する立場を表明した。

5. 現在の企画財政部の立場

宗教人納税義務化を推進した政府が、宗教界の反発にあいまいな立場に戻ったという報道があった。それに対する企画財政部の立場は、政府は宗教人所得課税と関連した法案を昨年国会に提出したし、今年2月宗教界が参加した国会懇談会で修正代案を提示し、相当な水準の意見接近に達し、宗教人所得課税問題は今後国会で議論される予定であるから、具体的な課税方法等が決定されるまでは、報道には慎重を期してほしいということであった。

IV 勤労所得と公平性論議

文化体育観光部によれば2011年末基準全国教職者数は38万人で、このうち宗教人課税対象は約8万人と予測される。宗教人所得を勤労所得でない其他所得で定めたことは宗教活動を‘勤労’とみる視点に宗教界が強く反発したためだ。

しかし、法的に宗教活動が奉仕活動なのかどうかには論議が残っている。所得分類問題は、一部高所得宗教人と勤労所得者間税負担公平性論議につながる。其他所得は所得金額に関係なく必要経費80%を控除し、勤労所得者に比して低い税率の適用を受けるので勤労所得と税負担の差が大きい。

本来其他所得は、‘一時的’で‘不規則’に発生した所得である。宗教人の所得は、継続・反復的に発生する所得である。非宗教界から其他所得課税が税法上合わないという指摘が出る理由である。宗教人所得は、毎月給与形態で受けることになるが、ここに講演料、印税等の非定期的な所得がより増して、宗教団体事情により、車両維持費、本人および子供の教育費、体力鍛練費、図書購入費等も支援を受ける場合もある。一部宗教人のうちには、宗教団体から受けるお金が謝礼金だと主張する場合もある。辞典的な意味で謝礼とは、「有難い志を現わす人士」となっており、謝礼金とは「謝礼の志に対して与えるお金」となっている。しかし、裁判所が定義した税法上の謝礼金は、事務処理または役務の提供等と関連して謝礼の意で支給される金品を意味し、これについて該当するのかどうかは当該金品授受の動機・目的、相手方との関係、金額等を総合的に考慮して判断しなければならない。これによれば謝礼金とは、事前約定なしで提供された役務に対して感謝の表示として一時的・一回限り支給されるお金だと定義できるはずである。

其他所得の有無論議に‘宗教人所得’という新しい所得分類を作る法案も提起される。しかし、税務専門家たちは特殊性がある他の職業群所得を詳細に分類して作ってこそという点と、それによって他の勤労階層に対する逆差別が発生する可能性があるため、所得分類新設についてはやはり慎重でなければならないであろう。

V 宗教人課税に対する賛反両論

1. 賛成の立場

大多数国民は宗教人課税に賛成する雰囲気である。キリスト教倫理申請運動本部が実施した世論調査でも市民の86%が宗教人課税に対して賛成し、12%のみが反対した。宗教界もおおむね宗教人課税を受け入れ、一部ではすでに自発的に税金を払っている。天主教は1994年から所得税を納付している。一部プロテスタント教会と寺院等も自主申告方式で所得税を支払っている。国内仏教最大分派である曹溪宗も宗教人課税に肯定的である。

政府の立場もまた、税収拡大よりは社会全体に対する会計の透明性と租税の公平性を高めるという側面で宗教人の課税が必要だとみているようである。もちろん所得がある所に税金があるという租税国家の基本を守ってこそという点からすれば、どんな形態でも課税されなければならないという側がはるかに説得力があるとする立場である。

- ① キリスト教団体が非営利法人であっても牧師報酬は所得に該当する。
- ② 税法上、宗教人に対する免税条項がない。
- ③ 宗教人免税は、租税平等原則と国民感情に背反する。
- ④ 他の先進国は宗教団体でも課税する。

2. 反対の立場

宗教界には、宗教人所得課税を始まりに宗教界に向けた本格的な税負担が始まらないかという憂慮がある。宗教機関が保有した各種施設・資産に税金が賦課されることが出来るからである。国内宗教施設は約9万か所余りで、公式献金規模は年6兆Wである。現在、宗教団体所有の不動産のうち宗教事業に使った資産を譲渡する時は譲渡税が免除され、取得・登録税等も非課税である。宗教機関は税法上、相続・贈与税非課税恩恵と寄付金控除恩恵を受ける非営利公益法人である。一部では税收確保のために宗教人に対する課税を推進することでないかという見解に、税務当局は、“宗教税で発生する税金は1,000億W未満と予測され、全体税金に及ぼす影響は少ないだろう”と明らかにした。

- ① 牧師は聖職者であって勤労者ではない。
- ② 税法上明示規定がないので納税義務がない。
- ③ 教会献金は寄付金であり、聖職者謝礼に対する課税は二重課税である。
- ④ 宗教抑圧に悪用される可能性もある。
- ⑤ 免税点以下の宗教人が多い。
- ⑥ 宗教団体に対する税務調査憂慮。

VI 他の国家の宗教人課税方法

経済協力開発機構(OECD)会員国34か国中、韓国を除いた全ての国家が宗教人の所得に課税している。主要先進国では、宗教という特殊性に合わせて若干の恩恵を受ける水準である。

1. アメリカ

アメリカは宗教人課税を所得税より是一種の退職年金納付に近い施行をする。米国連邦税法は宗教人に所得税でない社会保障基金を拠出するようにしているためである。聖職者の引退後老後生計手段がないことがあり、一種の年金形式の仕組みを用意したのである。ただし、引退後年金を受給しなければ、免税申請をし、税金を払わないことができる。しかし、この場合にも宗教団体から支給を受けた謝礼等は必ず税政当局に報告しなければならない。

2. ドイツ

ドイツでは、宗教人に税金を課するが、納税対象は聖職者でなく信徒である。カトリック・プロテスタント・ユダヤ教等を信じる教会信者が支払った所得税の8~9%を宗教税で納付をする。このように用意された宗教人課税による納付金額は、該当聖職者の賃金として支給される。この時、賃金に個人所得税を賦課するのに政府が直接賃金を支払うので、所得がそのままあらわれて源泉徴収が可能になるのである。

3. カナダ

カナダでは、聖職者も一般個人所得者と同一の取扱いを受ける。宗教団体で受給する報酬やその他謝礼等が聖職者の主な収入源である。聖職者は個人所得者のように所得税申告をしなければならない。万一所得がなくても政府補助金受領のために義務的に申告することになっている。

4. 日本

日本で宗教人は源泉徴収義務者で給与や退職金、報酬・料金等に対する所得税納税義務がある。源泉徴収対象者給与には、金銭の他にも経済的利益の供与や物品支給も含まれる。

VII 宗教人課税の理論的根拠

1. 法的根拠

現行法には宗教人非課税条項がない。

(1) 憲法第38条

全ての国民は法律が定めるところにより納税の義務を負う。

(2) 所得税法

韓国では、所得税法は個人の所得に対し所得の性格と納税者の負担能力等により適正に課税することによって租税負担の公平を企てて財政収入の円滑な調達に尽くすことを目的とする。また、所得税法第3条課税所得の範囲で、項目を一つ一つ数え上げる列挙主義であるが、所得税法12条(非課税所得)と19条(税額の減免)に宗教人免除条項はない。したがって国会で法を変える必要がなく、税法施行令だけで課税が可能であった。政府の意志と宗教界の協力だけあれば宗教人に対する課税はたいした問題もなく施行することができた。それでも40年を超えて論議だけ続いた理由は、政界が宗教界の票を意識して積極的に推進しなかったためという指摘が多い。

1) 所得税法12条

次の各号の所得に対しては所得税を課税しない

- ① 「信託法」第106条にともなう公益信託の利益
- ② 事業所得のうち次の各目のいずれか一つに該当する所得
 - a. 田・畑を作物生産に利用させることで発生する所得
 - b. 1件の住宅を所有する者の住宅賃貸所得（第99条による基準時価が9億Wを超過する住宅および国外に所在する住宅の賃貸所得は除く。）。この場合、住宅数の計算および住宅賃貸所得の算定等必要な事項は大統領令に定める。
 - c. 大統領令に定める農家副業所得
 - d. 大統領令に定める伝統主義製造で発生する所得
 - e. 造林期間5年以上である林地の林木の伐採または譲渡で発生する所得で、年600万W以下の金額。この場合、造林期間および税額の計算等、必要な事項は大統領令に定める。
 - f. 大統領令に定める作物栽培業で発生する所得
- ③ 勤労所得と退職所得のうち次の各目のいずれか一つに該当する所得
 - a. 大統領令に定める服務中である兵が受ける給与
 - b. 法律により動員された人がその動員職場で受ける給与

- c. 「産業災害補償保険法」により受給権者が受ける療養給与、休業給与、障害給与、看病給与、遺族給与、遺族特別給与、障害特別給与、葬儀費または勤労の提供による負傷・病気・死亡と関連して勤労者やその遺族が受ける賠償・補償または慰藉の性質がある給与。
- d. 「勤労基準法」または「船員法」により勤労者・船員およびその遺族が受ける療養補償金、休業補償金、傷病補償金、一時補償金、障害補償金、遺族補償金、行方不明補償金、所有物流失補償金、葬儀費および葬祭費
- e. 「雇用保険法」により受ける失業給与、育児休職給与、育児期勤労時間短縮給与、出産前後休暇給与等、「除隊軍人支援に関する法律」により受ける転職支援金、「国家公務員法」・「地方公務員法」による公務員または「私立学校教職員年金法」・「別定郵便局法」を適用される者が関連法令により受ける育児休職手当
- f. 「国民年金法」によって受ける返還一時金（死亡で受けることにのみ該当する。）および死亡一時金。
- g. 「公務員年金法」、「軍人年金法」、「私立学校教職員年金法」または「別定郵便局法」により受ける療養費・療養一時金・障害補償金・死亡弔慰金・死亡補償金・遺族補償金・遺族一時金・遺族年金一時金・遺族年金付加金・遺族年金特別付加金・災害扶助金・災害補償金または身体・精神上的の障害・病気による休職期間に受ける給与
- h. 大統領令に定める学資金
- i. 大統領令に定める実費弁償的性質の給与
- j. 外国政府（外国の地方自治体と連邦国家である外国の地方政府を含む。以下同じ。）または大統領令に定める国際機関で勤務する人で、大統領令に定める人が受ける給与。ただし、その外国政府がその国で勤務する韓国公務員の給与に対し所得税を課税しない場合のみ該当する。
- k. 「国家有功者等優遇および支援に関する法律」または「報勲補償対象者支援に関する法律」により受ける報勲給与金・学習補助費
- l. 「前職大統領優遇に関する法律」により受ける年金
- m. 作戦任務を遂行するために外国に駐留中である軍人・軍務員が受ける給与
- n. 従軍した軍人・軍務員が戦死（戦傷による死亡を含む。以下同じ。）した場合、その戦死した日が属する課税期間の給与
- o. 国外または「南北交流協力に関する法律」による北朝鮮地域で勤労を提供して受ける大統領令に定める給与
- p. 「国民健康保険法」、「雇用保険法」または「老人長期療養保険法」により国家、地方自治体または使用者が負担する保険料
- q. 生産職およびその関連職に従事する勤労者として給与水準および職種等を考慮して大統領令に定める勤労者が大統領令に定める延長勤労・夜間勤労または休日勤労をして受ける給与
- r. 大統領令に定める食事または食事代
- s. 勤労者またはその配偶者の出産や6歳以下（該当課税期間開始日を基準として判断する。）子供の保育と関連して使用者から受ける給与として月10万W以内の金額
- t. 「国軍捕虜の送還および待遇等に関する法律」により国軍捕虜が受ける報酬および退職一時金

u. 「教育基本法」第28条第1項により受ける奨学金のうち、大学生が勤労の対価として支給される奨学金（「高等教育法」第2条第1号から第4号までの規定による大学に在学する大学生に限る。）

④ 年金所得のうち次の各目のいずれか一つに該当する所得

a. 「国民年金法」、「公務員年金法」、「軍人年金法」、「私立学校教職員年金法」、「別定郵便局法」または「国民年金と職域年金の連係に関する法律」（以下“

公的年金関連法”という。）により受ける遺族年金、障害年金、障害年金、傷痍年金、連係老齢遺族年金または連係退職遺族年金

b. 削除<2013. 1. 1>

c. 「産業災害補償保険法」により受ける各種年金

d. 「国軍捕虜の送還および待遇等に関する法律」による国軍捕虜が受ける年金

e. 削除<2013. 1. 1>

⑤ その他所得のうち次の各目のいずれか一つに該当する所得

a. 「国家有功者等優遇および支援に関する法律」または「報勲補償対象者支援に関する法律」により受ける報勲給与金・学習補助費および「北朝鮮離脱住民の保護および定着支援に関する法律」により受ける定着金・報労金とその他の金品

b. 「国家保安法」により受ける賞金と補償金

c. 「叙勲法」による勲章と関連して受ける副賞やその他に大統領令に定める賞金と補償

d. 「発明振興法」第2条第2号による職務発明で受けた以下の補償金

・ 従業員が「発明振興法」第15条により使用者から受ける補償金
・ 大学の教職員が所属大学に設置した「産業教育振興および産学研協力促進に関する法律」による産学協力団から同じ法第32条により受ける補償金

e. 「国軍捕虜の送還および待遇等に関する法律」により国軍捕虜が受ける慰労支援金とその他の金品

f. 「文化財保護法」により国家指定文化財と指定された書画・骨董品の譲渡で発生する所得

g. 書画・骨董品を博物館または美術館に譲渡することによって発生する所得

2) 所得税法59条5

① 総合所得金額のうち次の各号のいずれか一つの所得があるときには、総合所得算出税額からその税額に該当勤労所得金額または事業所得金額が、総合所得金額に占める比率をかけて計算した金額相当額を減免する。

a. 政府間の協約により、韓国に派遣された外国人がその両国または片方の当事国の政府から受ける給与

b.

居住者のうち大韓民国の国籍を持たない者が、大統領令に定める船舶と航空機の外国航行事業から得る所得。ただし、その居住者の国籍地国で大韓民国国民が運用する船舶と航空機についても統一した免除をする場合にのみ該当する。

② この法以外の法律により所得税が減免される場合でも、その法律に特別な規定がある場合以外には第1項を準用して計算した所得税を減免する。

2. 税収の減少防止

宗教人等に対する租税恩恵は国家の全体財政に必要な税収を減少させる結果を発生させる。したがって、宗教人等に対する税制支援により発生した不足分は結局個人や営利法人の租税負担金増加と。したがって、宗教人等の非課税もしくは免税の様子で、その適正性可否を判断し、課税の有無を決める方向に進まなければならないだろう。

VIII 結論

‘宗教人課税’議論は1960年代から始まったが、宗教的、政治的利害関係が複雑に絡まっている。現在の宗教界の一部で自発的に税金を納付しているが、一部では課税方式等の理由で課税に対して反対しているのが実情である。

もちろん宗教団体が政府ができない公益事業を代わって遂行しているだけに、税制優遇を付与することに対しては異論の余地はないが、宗教人所得については、宗教人はやはり「憲法」に規定した納税の義務を負っているので課税しなければならないという主張が絶えず提起されている。

現代の韓国社会で、宗教人等の社会的影響力は他のどんな単一集団より強力である。我々の歴史にも宗教は国民的統合イデオロギーを形成するのに重要な役割を果たしてきた。政府がその間宗教という特殊性のために宗教人等に対する特権を付与したとすれば、宗教団体と宗教人は国民の納税義務と租税法律主義を違反した。政府は対国民サービスにおいて、政府の役割を代行する宗教人等の活動を税制上拡大支援しなければならない。一方で、聖職者は他の人と同じように国民としての義務を果たさなければならない。国民の眠っている意識を呼び起こす松明の役割をしてきた宗教が、納税義務不履行で否定的で腐敗したイメージを見せるのは望ましいことではない。

国民として憲法上の納税義務を負うことは、最も基本的な義務を果たすことといえるだろう。したがって、所得がある宗教人に課税をすることに対する問題は、どのように課税をしなければならないのかということだ。現在の修正案は、源泉徴収規定を削除し、宗教人が自発的に税金を申告・納付するようにした。その他所得に‘宗教人所得’という範疇を新しく作って、‘宗教人所得’の定義を‘個人の生活費に使う目的で支給される金品’として狭く解釈した。この場合、宗教人が税金で出さなければならないお金が顕著に少なくなる。職業の性格により課税範疇を作ったこともまた今回が初めてである。宗教人だけ別に分類して税金を賦課すれば、税法上概念体系が崩れる等の混乱が引き起こされることもある。また、強制性を帯びた源泉徴収条項を削除する修正案は、宗教人課税の有無に対する疑問を再び呼び起こすことになる。しかしながら、ひとまず宗教人を課税対象に編入させること自体が大きい意味をもち、今後公平性や国民として基本的な義務に対する不足した部分を今後補完していくといえれば肯定的な方向で租税の定義が実現されるはずである。